

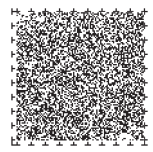
ふくおか シングル ママ・パパ サポート BOOK

～ひとり親家庭・寡婦・離婚を考えているみなさんへ～

(令和7年度版)



福岡県



はじめに

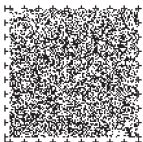
ひとり親家庭のお母さんやお父さん、あるいは寡婦のみなさんは、生活上の問題や育児の問題など様々な問題をひとりで抱え、社会的にも、経済的にも、精神的にも、不安定な状態におかれがちです。

そこで、ひとり親家庭や寡婦、離婚を考えているみなさんへ福祉の制度をわかりやすく紹介するため、この「ふくおかシングルママ・パパサポートBOOK」を作成しました。

みなさんの身近な便利帳としてお役立てください。

令和7年6月

福岡県福祉労働部こども未来課



この冊子では…

ひとり親家庭とは

母子家庭又は父子家庭をいいます。

母子家庭とは

夫と死別又は離婚し、現在も婚姻していない方で、20歳未満のこどもを扶養している家庭をいいます。

また、次のような方も含まれます。

◇夫の生死が明らかでない方。

◇夫から遺棄されている方。

◇夫が海外にいるため、その扶養を受けることができない方。

◇夫が精神又は身体の障がいにより、長期にわたって労働能力を失っている方。

◇夫が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない方。

◇婚姻によらないで母となった方で、現に婚姻していない方。

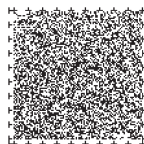
父子家庭とは

妻と死別又は離婚し、現在も婚姻していない方で、20歳未満のこどもを扶養している家庭をいいます。

また、その他上記の母子家庭と同様の環境の方も含まれます。

寡婦とは

配偶者のいない方で、かつて母子家庭の母であった方をいいます。



もくじ



1 困ったときの相談

福祉事務所	1
母子・父子自立支援員	1
母子・父子福祉センター	1
ひとり親サポートセンター	2
民生委員・児童委員	2
配偶者暴力相談支援センター	2

母子	父子	寡婦
●	●	●
●	●	●
●	●	●
●	●	●
●	●	●
●	●	●



2 手当・年金のこと

児童扶養手当	3
児童手当	5
特別児童扶養手当	6
遺族基礎年金	7
遺族厚生年金	7
寡婦年金	7

●	●	
●	●	
●	●	
●	●	
●	●	●
		●



3 貸付金のこと

ひとり親家庭や寡婦への貸付(母子父子寡婦福祉資金)	8
低収入世帯、障がいのある方への貸付(生活福祉資金)	9
資格取得のための入学や就学準備金への貸付(高等職業訓練促進資金)	10
ひとり親家庭への住宅費の貸付(住宅支援資金)	10

●	●	●
●	●	●
●	●	
●	●	



4 仕事のこと

ひとり親サポートセンター ～就労支援～	11
～養育費の確保～	12
ハローワーク(公共職業安定所)	13
福岡県ママと女性の就業支援センター	13
就職のための講座受講料への給付金(自立支援教育訓練給付金)	14
資格取得中の生活費への給付金(高等職業訓練促進給付金)	15
高卒認定試験の受講料への給付金 (高等学校卒業程度認定試験合格支援事業)	16

給付金

●	●	●
●	●	
●	●	●
●		
●	●	
●	●	
●	●	

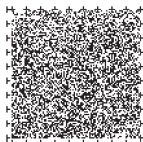


5 こどものこと

こども家庭センター	17
児童相談所	17
SOS電話相談	17
福岡県いじめレスキューセンター	18
こども支援オフィス	18
福岡県若者自立相談窓口(若まど)	18
親子のための相談LINE	19

心配ごと相談

●	●	
●	●	
●	●	
●	●	●
●	●	
●	●	
●	●	



もくじ

母子	父子	寡婦
----	----	----

5 こどもへの支援

子育て支援

就学援助

保育所	19
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)	19
子育て短期支援事業	19
病児保育事業	20
児童館・児童センター	20
ファミリー・サポート・センター	20
ひとり親家庭等の一時的な育児・身の回りの支援(日常生活支援)	21
子育て世帯や妊娠婦等の育児・身の回りの支援(子育て世帯訪問支援)	21
ひとり親家庭の児童への学習支援・相談(学習支援ボランティア)	21
高校の授業料への支援金(高等学校等就学支援金制度)	22
高校の授業料以外の教育費への支援金(高校生等奨学給付金制度)	22
大学等の授業料や生活費への支援(高等教育の修学支援新制度)	22
児童・生徒への学用品費・医療費・学校給食費等の補助(就学援助等)	23
学生への奨学金の給付・貸与(独立行政法人日本学生支援機構)	23
高校生等に対する奨学金の貸与((公財)福岡県教育文化奨学財団)	23
県内町村の中高生の学習支援(進学支援事業)	23
母子家庭のこどもに対する奨学金((公財)ニビキ育英会)	24
ひとり親家庭等の大学生に対する奨学金((公財)余慶会)	24

6 養育費・面会交流

養育費・面会交流とは	25
養育費に関する公正証書等作成支援事業	26
養育費保証契約締結支援事業	26

7 暮らしのこと

母子生活支援施設	27
母子生活支援施設の一定期間の利用	27
県営住宅の優遇措置	27
生活保護	27

8 医療

子ども医療費支給制度	28
ひとり親家庭等医療費支給制度	29

9 優遇制度

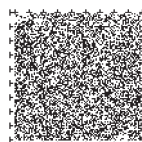
たばこの小売販売業の許可	30
J R通勤定期の割引	30
税法上の控除	30
少額貯蓄非課税制度	30

10

福岡県男女共同参画センター	31
---------------	----

11

母子会(母子寡婦福祉連合会)	32
母子父子寡婦福祉資金貸付の一覧表	33～36
関係機関のご案内	37～44





1 困ったときの相談

福祉事務所

県及び市の福祉事務所では社会福祉に関する業務を行っています。
ひとり親家庭や寡婦のための制度などについて窓口でお尋ねください。
各市役所のなかには市の福祉事務所があり、町村を管轄する県の福祉事務所「保健福祉（環境）事務所」が県内に9か所あります。

窓口 町村：保健福祉（環境）事務所（37ページ）
市：市福祉事務所（38ページ）

母子・父子自立支援員

県の保健福祉（環境）事務所では母子・父子自立支援員がひとり親家庭や寡婦の抱えている様々な問題や悩みごとについて相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。市の福祉事務所でも期日を定めて相談を受けるほか、母子・父子自立支援員が配置されているところもあります。
個人の秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

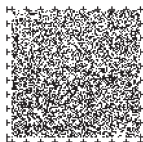
母子・父子福祉センター

福岡県母子寡婦福祉連合会では、母子・父子福祉センターを設置し、ひとり親家庭の各種相談に応じるとともに、生活指導及び生業の指導を行うなど、ひとり親家庭の福祉のための各種サービスを提供しています。お気軽にご相談ください。

福岡県母子寡婦福祉連合会ホームページ

<https://www.fukuoka-kenboren.jp>

窓口 福岡県母子寡婦福祉連合会
春日市原町3-1-7（クローバープラザ6階）
TEL 092-584-3922



ひとり親サポートセンター

県では、ひとり親サポートセンターを設置し、ひとり親や寡婦、離婚を考えている方からの、就業や養育費など様々な相談に対応しています。

また、センターのLINEでも相談を受け付けています。匿名でもご相談いただけますので、安心して、お気軽にご相談ください。



センターのホームページでは、AIチャットボットにより、ご質問に24時間365日回答し、適切な支援をご案内しています。

就業支援や養育費確保の支援について、詳しくは、11～12ページをご覧ください。

窓口 福岡県ひとり親サポートセンター
(福岡県母子寡婦福祉連合会内)
春日市原町3-1-7(グローバープラザ6階)
TEL 092-584-3931
ホームページ
https://www.fukuoka-kenboren.jp/support_about/

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、みなさんの住んでいる地域で生活やこどものことなどで困っている方の相談に応じています。お気軽にご相談ください。

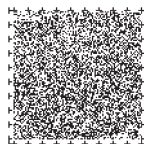
あなたの地域の民生委員・児童委員がわからない場合は、お問い合わせください。

窓口 市町村

配偶者暴力相談支援センター

県や政令市では、配偶者暴力相談支援センターを設置し、配偶者(元配偶者も含みます。)や交際相手からの暴力に悩んでいるみなさんの相談に応じるとともに、保護、自立支援を行っています。配偶者や交際相手からの暴力で悩んでいたら、ひとりで抱えこまずに、お気軽にご相談ください。

窓口 配偶者暴力相談支援センター(40ページ)





2 手当・年金のこと

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童(又は20歳未満の障がいのある児童)を監護・養育している方に支給されます。

なお、毎年8月に、引き続き受給資格があるかどうかの確認をするための届け出(現況届)が必要です。

窓口 市区町村

児童扶養手当を受けられる方

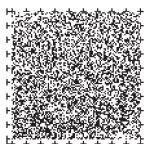
次のいずれかに該当する児童を監護している母(父)、又は母(父)に代わって児童を養育している方です。

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が障がいの状態(年金の障がい等級1級程度)にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父(母)が法令により、引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童

児童扶養手当を受けられない方

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- ①母(父)が婚姻の届け出はしていなくても事実上の婚姻関係(内縁関係など)があるとき
- ②母(父)又は養育者の住所が日本国内にないとき
- ③対象児童の住所が日本国内にないとき
- ④対象児童が里親に委託されているとき
- ⑤対象児童が児童福祉施設(母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く)や少年院等に入所しているとき



○平成26年12月から、児童扶養手当よりも少額の公的年金等を受給する方について、その差額分の手当が支給されるようになりました。詳しくは、お住まいの市区町村窓口までお問い合わせください。

手当額（令和 7 年4月改正）

支給対象児童1人のとき・・・「全額支給」のとき月額46,690円
「一部支給」は所得に応じてきめ細かく設定（11,010円～46,680円）
支給対象児童2人目以降・・・「全額支給」のとき月額11,030円加算
「一部支給」は所得に応じてきめ細かく設定（5,520円～11,020円）

なお、定められた額以上の所得があるときは、手当が支給されません。

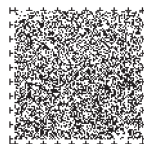
支給月

5月(3月～4月分) 7月(5月～6月分) 9月(7月～8月分)
11月(9月～10月分) 1月(11月～12月分) 3月(1月～2月分)

○手当の一部支給停止措置

手当の支給開始月の初日から5年、又は手当の支給要件に該当した日の属する月の初日から起算して7年のうちいずれか早いほうを経過したとき、手当の支給額の2分の1が支給停止となります。

ただし、就業や求職活動中である場合、病気・介護等で就労することが困難である場合には、適用除外の届出書を提出することにより、支給額は減額されません。



児童手当(平成24年4月～)

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、18歳到達後、最初の3月31日まで(高校生年代まで)の児童を養育している方に支給されます。なお、毎年6月に提出していた届け出(現況届)は原則不要となりましたが、一部届け出が必要な場合がありますので、窓口へお問い合わせください。

窓口 市区町村(公務員の方は勤務先)

児童手当を受けられる方

- ①原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
- ②父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- ③父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
- ④児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- ⑤児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

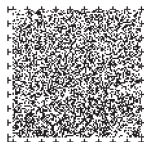
手当額

0歳～3歳未満	(第1子・第2子)	月額15,000円
〃	(第3子以降)	月額30,000円
3歳～高校生年代	(第1子・第2子)	月額10,000円
〃	(第3子以降)	月額30,000円

※養育するこども(18歳到達後の最初の3月31日までの間にあるこども)のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

支給月

2月(12月～1月分)	4月(2月～3月分)	6月(4月～5月分)
8月(6月～7月分)	10月(8月～9月分)	12月(10月～11月分)



特別児童扶養手当

精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

なお、毎年8月に、引き続き受給資格があるかどうかを確認するための届け出(所得状況届)が必要です。

窓口 市区町村

特別児童扶養手当を受けられる方

- ① 手当の対象となる児童を監護している父又は母
- ② 手当の対象となる児童を父又は母に代わって養育している方

特別児童扶養手当を受けられない方

次のいずれかに該当する場合は、手当は支給されません。

- ① 父母又は養育者の住所が日本国内にないとき
- ② 対象児童の住所が日本国内にないとき
- ③ 対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ④ 対象児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く)に入所しているとき

手当額 (令和7年4月改正)

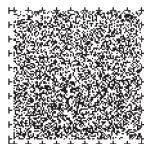
重度障がい児(1級)・・・1人につき 月額56,800円

中度障がい児(2級)・・・1人につき 月額36,830円

なお、定められた額以上の所得があるときは、手当は支給されません。

支給月

4月(12月～3月分) 8月(4月～7月分) 11月(8月～11月分)



遺族基礎年金

遺族基礎年金は、次のいずれかの要件に当てはまる場合、死亡した方によって生計を維持されていた「子(※1)のある配偶者」または「子(※1)」が受け取ることができます。

- ①国民年金の被保険者である間に死亡したとき。
- ②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有していた方が死亡したとき。
- ③老齢基礎年金の受給権者であった方(保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方に限る)が死亡したとき。
- ④保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき。

①、②については保険料納付要件があり、死亡日前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの被保険者期間に、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間を合わせた期間が3分の2以上あることが必要です。なお、死亡日が令和8年3月末日までにあるときは、死亡日において65歳未満であること、かつ、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がなければ、保険料納付要件を満たすものとされています。

- (※1)・死亡当時、18歳になった年度の3月31日までの間にあること
・20歳未満で障害等級1級または2級の障害の状態にあること
(婚姻していない場合に限り。また、死亡した当時、胎児であった子も出生以降に対象となります。)

窓口 死亡日が第1号被保険者期間にある方:市区町村
上記以外の方:年金事務所(43ページ)

遺族厚生年金

遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者又は被保険者であった方が、次のいずれかの要件に当てはまる場合、死亡した方によって生計を維持されていた「配偶者」、「子(※1)」、「父母」、「孫(※1)」または、「祖父母」が受け取ることができます。(最も優先順位の高い方が受け取ることができます。)

なお、「夫」、「父母」、「祖父母」が受け取る場合、死亡当時、55歳以上であることが必要で、受給開始は60歳からになります。「夫」については、遺族基礎年金を受給中の場合に限って、60歳よりも前でも遺族厚生年金を合わせて受け取ることができます。)

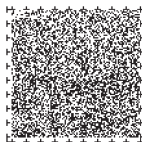
- ①厚生年金保険の被保険者である間に死亡したとき。
 - ②厚生年金保険の被保険者期間に初診日がある病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡したとき。
 - ③1級・2級の障害厚生(共済)年金を受け取っている方が、死亡したとき。
 - ④老齢厚生年金の受給権者であった方(保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある場合に限る)が死亡したとき。
 - ⑤保険料納付済期間、保険料免除期間および合算対象期間を合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき。
- ①、②については保険料納付要件があり、要件の内容は遺族基礎年金と同じです。
(※1)は遺族基礎年金と同じです。

窓口 年金事務所(43ページ)

寡婦年金

死亡日の前日において、国民年金の第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の保険料納付済期間と保険料免除期間を合わせて10年以上(※)ある夫が、障害基礎年金または老齢基礎年金の支給を受けることなく亡くなられたとき、夫に生計を維持され、10年以上継続して婚姻関係がある妻に60歳から65歳までの間支給されます。

※平成29年8月1日より前の死亡の場合、25年以上の期間が必要です。



窓口 市区町村



3 貸付金のこと

ひとり親家庭や寡婦へ様々な資金の貸付を行っています。

《母子父子寡婦福祉資金》

ひとり親家庭や寡婦の経済的自立や生活意欲の助長、そのこどもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付を行っています。

窓口 町村：保健福祉（環境）事務所（37ページ）
市：市福祉事務所（38ページ）

貸付を受けられる方（借受人）

次のいずれかを満たす方です。

- ①ひとり親家庭の母又は父で児童（20歳未満）を扶養している方
- ②ひとり親家庭の母又は父に扶養されている児童（20歳未満）
- ③かつて母子家庭の母であった方（寡婦）
- ④寡婦に扶養されている子（20歳以上）
- ⑤配偶者と死別又は離別した40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の方

※1 ひとり親家庭の母又は父が、こども（上記の児童及び子）のための資金（修学資金、就学支度資金等）を借りの場合、そのこどもが連帯借受人となり、連帯して債務を負います。

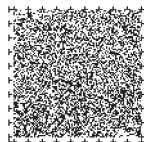
※2 こども（上記の児童及び子）が借受人となる場合は、親が連帯保証人になる必要があります。貸付の種類によっては、そのほかにも連帯保証人が必要な場合があります。

貸付金の種類・限度額

33～36ページをご覧ください。

留意事項

- ①借受人らの償還の意思や償還能力に応じて、貸付が可能かどうかを決定します。
- ②申請時には、借受人や連帯借受人などと必ず面接を行っています。
- ③事業開始、事業継続資金については詳細な事業計画書等が必要です。
- ④住民票、戸籍謄本、印鑑証明書等が必要です。
※一定額以上の収入がある方は借り受けできません。
※その他詳しい内容については最寄りの上記窓口にお尋ねください。



低収入世帯、障がいのある方の世帯へ 様々な資金の貸付を行っています。

《生活福祉資金》

収入が少ない方の世帯や、障がいのある方等の世帯に対し、各種資金の貸付を行っています。

窓口 市町村社会福祉協議会

ホームページ

<https://www.fuku-shakyo.jp/kenmin/sikin-kasituke/seikatsu-fukushi-shikin/>

貸付を受けられる世帯

次のいずれかに該当する世帯です。

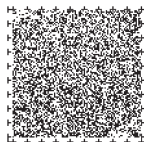
- ①収入の少ない方の世帯で安定した生活をするために必要な資金を他から借りることが困難な世帯
- ②身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯
- ③療育手帳の交付を受けた方の属する世帯
- ④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯
- ⑤その他現に障害者総合支援法によるサービスを利用している方等これと同程度と認められる方の属する世帯
- ⑥65歳以上の高齢者の属する世帯

貸付金の種類

総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金

その他

- ①連帯して債務を負担する連帯保証人が原則必要ですが、連帯保証人を立てなくても貸付を受けることができます。
- ②母子父子寡婦福祉資金、その他公的資金の貸付を受けている方は、貸付対象とならない場合があります。
- ③平成27年4月から、総合支援資金、福祉資金（緊急小口資金に限る）の貸付にあたっては、原則として、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の利用が要件となりました。



資格取得のための入学や就職準備金の貸付を行っています。

《高等職業訓練促進資金》

高等職業訓練促進給付金の支給を受けて、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の母又は父に対し、入学準備金・就職準備金の貸付を行っています。

窓口 福岡県社会福祉協議会(政令市を除く)
TEL 092-584-3377

○貸付対象者

高等職業訓練促進給付金の支給対象者(15ページ)

○貸付額

(入学準備金)500,000円以内(給付金の支給を受ける方)

(就職準備金)200,000円以内(養成機関の課程を修了し資格を取得した方)

○利息

年1.0%(保証人を立てる場合は、無利子)

○返還免除

養成機関で修業し取得した資格を活かして卒業後1年以内に就職し、県内で5年間従事した場合には返還が免除されます。

自立に向け意欲的に取り組んでいる ひとり親家庭へ住宅費の貸付を行っています。

《住宅支援資金》

自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の母又は父に対し、住居費の貸付を無利子で行っています。

窓口 福岡県社会福祉協議会(政令市を除く)
TEL 092-584-3377
福岡県ひとり親サポートセンター
TEL 092-584-3931

○貸付対象者

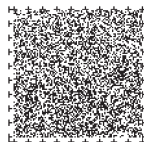
「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方(12ページ)

○貸付額

入居している住宅の家賃の実費(月額上限7万円)(最大12か月まで)

○返還免除

貸付を受けた日から1年以内に就職等をし、1年間引き続き就業を継続した場合には返還が免除されます。





4 仕事のこと

ひとり親サポートセンター

ひとり親家庭や寡婦、離婚を考えている方を対象に、就業に関する相談から、自立支援プログラムの策定、就業支援講習会の開催、ハローワーク等と連携した求人情報の提供まで一貫した就業支援を行っているほか、養育費相談にも対応しています。

県内3か所(春日市、飯塚市、久留米市)に設置しています。

また、北九州市、福岡市は独自に窓口を設置しています。

窓口 ○ひとり親サポートセンター

・春日センター

春日市原町3-1-7(クローバープラザ6階)

TEL 092-584-3931

・飯塚ランチ

飯塚市新立岩8-1(嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所:本庁舎内)

TEL 0948-21-0390

※就業支援講習会については、以下にお問い合わせください。

TEL 0948-22-1681(子育て女性就職支援センター)

・久留米センター

久留米市城南町15-3(久留米市役所内)

TEL 0942-32-1140

【参考】○北九州市立母子・父子福祉センター

北九州市戸畑区汐井町1-6(ウェルとばた4階)

TEL 093-871-3224

○福岡市立ひとり親家庭支援センター

福岡市中央区大手門2-5-15

TEL 092-715-8805

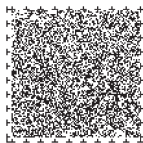
～就労支援～

【就労支援の内容】

○就業相談・情報提供

就業相談員が、家庭の状況や、今までの仕事の経験などをお聞きし、就業についてのアドバイスや情報提供を行うほか、ハローワーク等と全面的にタイアップした就職あっせんを行っています。

各センターでの相談受付のほか、一部の市町村への出張相談会や、個別の出張相談も行います。



○自立支援プログラム策定事業

就業相談員が自立支援計画書(プログラム)を作成し、一人ひとりに合った支援方法を選択します。その後、ハローワークの担当者と連携し、プログラムの内容に沿って就職までアドバイスと支援を行います。また、プログラム終了後のアフターフォローも行います。

電話で申込みがあれば、就業相談員がお住まいの市町村役場等まで出張し、面談します。

○就業支援講習会

パソコン操作などの技能習得や、医療事務など就職に有利な資格取得、スキルアップのための講座を、平日昼間だけでなく、夜間や土日にも開催しています。1歳～就学前のお子さんのための託児も実施しています。

～養育費の確保～

【養育費相談の内容】

○養育費相談

ひとり親サポートセンター(春日センター、飯塚ランチ、久留米センター)に専門相談員を配置して、養育費に関する相談にお答えしています(離婚前相談も可能です)。

より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による法律相談をご紹介します。

来所相談が困難な場合は、最寄りの福岡県弁護士会法律相談センター(県内17か所)にて弁護士へ無料で1時間相談できるクーポンを発行します。

○弁護士による法律相談(要予約)

養育費の取決めや履行確保、遺産相続、金銭の貸借問題などの無料法律相談を行っています(離婚前相談も可能です)。

○養育費・ひとり親110番(予約不要)

弁護士による集中電話相談を実施します。

日時:偶数月 第3土曜日、奇数月 第3水曜日

(4/19、5/21、6/21、7/16、8/23、9/17、10/18、11/19、
12/20、1/21、2/21、3/18)

時間帯:土曜日(10時～13時)、水曜日(12時～15時)

電話番号:092-724-2644 ※当日のみ利用可



ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワークは、仕事を探している方の希望と能力、適性にふさわしい仕事に就けるよう、職業相談や職業紹介を行う国の機関です。お仕事探しから就職まで、全面的にサポートしています。在職中の方もご利用いただけます。

- 就職までをマンツーマンでサポートする、担当者制による支援
- 各種セミナーの開催や、職業訓練校への受講あっせん
- スマホやPCからご利用いただけるオンライン職業相談 など



詳しくはホームページ
をご覧ください。

窓口 ハローワーク(41ページ)

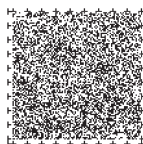
福岡県ママと女性の就業支援センター

県内4か所の「福岡県ママと女性の就業支援センター」では、就職を希望する子育て中の女性等を対象に、個別就業相談や就職支援情報・保育情報の提供、求人開拓から就職のあっせんまできめ細かな支援を実施しています。

窓口 福岡県ママと女性の就業支援センター(43ページ)

【業務内容】

- 将来のキャリアに関する相談
- SNS(LINE)等による個別就業相談、地域子育て支援センター等への出張相談の実施
- 求人情報、資格・講座情報、保育情報の提供
- 就職活動に役立つビジネスマナー講座や模擬面接の実施
- 子育て中の女性等が働きやすい勤務制度を持つ企業の求人開拓、就職あっせん
- 合同会社説明会の開催
- ウーマンワークカフェ北九州において、県のママと女性の就業支援センター(北九州)が、国のマザーズハローワーク、北九州市の雇用産業人材政策課と連携しながら、子育て女性等の就職を支援
- オンラインによるIT研修と就労のあっせんが一体となったプログラムの実施



～給付金～

就職のための講座受講料を支給します。

《自立支援教育訓練給付金》

ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成します。

対象となる講座や、支給額について、詳しくは窓口にお尋ねください。

窓口 町村：保健福祉（環境）事務所（37ページ）
市：市福祉事務所（38ページ）

給付を受けられる方

次のすべてに該当するひとり親家庭の母又は父です。

- ①県内の町村に居住している
(市にお住まいの方は市福祉事務所にお問い合わせください)
- ②「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方
- ③当該教育訓練受講が適職に就くために必要であると認められる

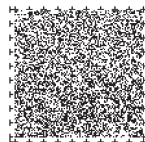
対象講座

雇用保険教育訓練給付金制度の指定講座（ハローワークのHP参照）。給付を受けられる方は、受講前に県に申請を行い、講座の指定を受けることが必要です。

（ただし、一部対象外の講座があります。）

支給額

- ・雇用保険法による教育訓練給付金等の受給資格がない方
…受講料の6割（上限40万円×修業年数。ただし、1万2千円を超えない場合は支給されません）
※雇用保険法による「専門実践教育訓練給付の対象講座」を受講し、修了後1年以内に資格取得し、就職等した場合、受講費用の2.5割（上限年間20万円）を追加支給（全体で最大で8.5割）
- ・雇用保険法による教育訓練給付金等の受給資格がある方
…上記支給割合による支給額から、雇用保険法による教育訓練給付金等の支給額を差し引いた額



資格取得中の生活費を負担軽減します。

《高等職業訓練促進給付金》

ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する場合、修業期間中の生活費の負担軽減のために、修業する期間（48か月を上限）に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金を支給します。

窓口 町村：保健福祉（環境）事務所（37ページ）
市：市福祉事務所（38ページ）

給付を受けられる方

次の全てに該当するひとり親家庭の母又は父です。

①県内の町村に居住している

（市にお住まいの方は市福祉事務所にお問い合わせください）

②所得が児童扶養手当受給対象水準である

※現在、本給付金を受給中の方が、所得水準を超過した場合は、1年に限り給付を継続します。

③養成機関において6か月以上修業予定である

④就業又は育児と修業の両立が困難と認められる

対象資格の例

看護師・准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、調理師、歯科衛生士、柔道整復師、理・美容師、社会福祉士、建築士、自動車整備士など

シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格といったデジタル分野などの民間資格

支給額

○高等職業訓練促進給付金

・市町村民税の非課税世帯 月額 100,000円

（養成機関の課程修了までの期間の最後の12月 月額140,000円）

※町村にお住まいの方で、扶養する児童が2人以上の場合

扶養する児童1人につき、月額 10,000円を加算

（ただし、養成機関の課程修了までの期間の最後の12月は、児童5人以上の場合に限る。）

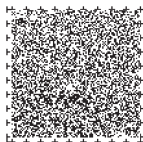
・市町村民税の課税世帯 月額 70,500円

（養成機関の課程修了までの期間の最後の12月 月額110,500円）

○高等職業訓練修了支援給付金

・市町村民税の非課税世帯 50,000円

・市町村民税の課税世帯 25,000円



高等学校卒業程度認定試験の受講料を支給します。

《高等学校卒業程度認定試験合格支援事業》

ひとり親家庭の母、父又はその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し受講した対策講座の受講料を助成します。

実施していない市もありますので、事前にお問い合わせください。

窓口 町村：保健福祉（環境）事務所（37ページ）
市：市福祉事務所（38ページ）

給付を受けられる方

次の全てに該当するひとり親家庭の母、父又はその児童です。

①県内の町村に居住している

（市にお住まいの方は市福祉事務所にお問い合わせください）

②「母子・父子自立支援プログラム」の策定を受けている方

③高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要と認められる

④大学入学資格を取得していない

対象講座

高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）

※高等学校等修学支援金制度の支給対象となる場合は対象外

支給額

・通信制

①受講開始時給付金 受講料の4割（上限10万円）

②受講修了時給付金 受講料の1割（上限12万5千円）

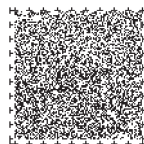
③合格時給付金 受講料の1割（上限15万円）

・通学制、又は通学制と通信制の併用

④受講開始時給付金 受講料の4割（上限20万円）

⑤受講修了時給付金 受講料の1割（④+⑤で上限25万円）

⑥合格時給付金 受講料の1割（④+⑤+⑥で上限30万円）





5 こどものこと

～心配ごと相談～

こども家庭センター

各市町村が設置するセンターで、妊娠・出産・子育て（こどもの発達含む）についての相談ができます。困ったことがあれば、担当の保健師や助産師等が電話や家庭訪問などで相談に対応しますので、お気軽にご相談ください。

窓口 市町村

○各市町村の連絡先はこちら



児童相談所

児童相談所では、こどもの置かれている状況等を把握し、福祉事務所をはじめ、学校、警察などの関係機関と緊密に連携し、その支援や協力を得て相談援助活動を行っています。「病気や出産のため家庭でこどもを育てるのが難しい」などの子育ての悩みのほか、心身障がい、非行、不登校児、里親、しつけなどの相談を受けています。

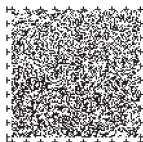
窓口 児童相談所（37ページ）

SOS電話相談

～思いがけない 妊娠・子育て・思春期相談～

思いがけない妊娠・子育て・思春期に関する不安や悩みに専門スタッフが、無料で電話・メールにて相談に応じています。

ひとりで悩まずにお気軽にご相談ください。



窓口 【TEL】092-406-5118

○受付時間 平日・土曜9:00～17:30

（日曜、お盆、年末年始は休み）

【メール】こちらのメールフォームから

○受付時間 随時



福岡県いじめレスキューセンター

県では、いじめの早期発見・解消を図り、重大化・長期化を防ぐため、学校や教育委員会以外の立場から、いじめに悩む子どもや保護者からのいじめの相談に応じています(電話、メール、予約による面接相談)。

対象事案: 学校への相談を迷ういじめ

学校への相談後、第三者による支援を希望するいじめ

対 象 者 : 県内の小・中・高等学校・高等専門学校に通う子どもとその保護者

窓口 【TEL】092-645-2567

○受付時間 日曜日～金曜日 10:00～18:00
(土曜、祝日、年末年始は休み)

【メール】

○ホームページからご確認のうえ、 → お送りください。



こども支援オフィス

県では、こども支援オフィスを設置し、経済的に困りで様々な悩みや不安を抱える子育て世帯にワンストップで相談対応しています。相談者の抱える問題に応じた個別の支援計画を作成し、各種施策を実施する関係機関と連絡調整しながら、支援を行います。お気軽にお電話ください(相談員が出向く出張相談も行っています<予約制>)。

窓口 こども支援オフィス(44ページ)

福岡県若者自立相談窓口(若まど)

「若まど」は、若者の皆様の様々な悩みや不安をワンストップで受け付け、支援する窓口です。専門のスタッフが若者や保護者の皆さん等からの相談に応じ、必要な情報の提供や適切な支援機関への案内などを行い、皆さんの次の一歩をお手伝いします。

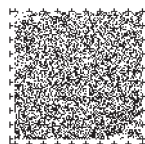
福岡県筑紫総合庁舎に設置しており、電話・来所相談、電子メール受付のほか、必要に応じ訪問相談も行います。

窓口 TEL 092-710-0544

【所在地】〒816-0943 大野城市白木原3-5-25
(筑紫総合庁舎1階)

【メール】info@wakamado.net

【HP】https://wakamado.net



親子のための相談LINE

子育てに対する不安や親子関係の悩みなど、こどもに関する保護者の方からの相談をお受けしています。

窓口 LINEアカウント「親子のための相談LINE」
を友だち追加してください。
受付時間 毎日10:00～20:00
(年末年始を除く)
匿名での相談も可能です。



～子育て支援～

保育所

保護者の就労や病気などで家庭において十分に保育ができない児童について、保護者に代わって保育を行う施設です。

ひとり親家庭の場合、優先入所できることがあります(詳しくは、お住いの市町村にお問い合わせください)。

窓口 市町村

放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者が仕事や病気などで昼間家庭にいない小学生を対象として、遊び及び生活の場を提供し、児童の健全育成を図っています。

費用は市町村により異なりますので、詳しくは市町村窓口にご相談してください。

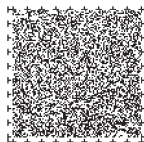
窓口 市町村

子育て短期支援事業

こどもを家庭で養育することが一時的に難しくなった時などに、乳児院や児童養護施設又は里親家庭等で短期間こどもを預かる制度で、短期入所生活援助(ショートステイ ※1)と夜間養護等(トワイライトステイ ※2)の2種類があります。実施していない市町村もありますので、事前にお住まいの市町村にお問い合わせください。

※1 児童の保護者が、疾病、出産、事故、冠婚葬祭等の事由で一時的に家庭における養育が困難になった場合や、母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を要する場合等に児童福祉施設等で一時的に養育・保護します。

※2 児童の保護者の仕事等が夜間または休日となる場合、児童福祉施設等において、児童に対する生活指導や食事の提供を行います。



窓口 市町村

病児保育事業

乳児・幼児又は小学校に就学している児童であって、病気回復期にある子どもを病院・診療所、保育所等に併設された専用施設で預かります（費用は原則無料ですが、他市町村の施設を利用する場合など、費用が発生する場合もあります）。なお、実施施設が病院、診療所の場合は病気回復期に至らない場合にも対応可能なことがあります。

窓口 市町村

児童館・児童センター

専任の児童の遊びを指導する職員（児童厚生員）が、遊びや各種の指導に当たり、こどもたちを健やかに情緒豊かに育てるための施設です。

体育クラブや音楽クラブ、焼き物教室、四季折々の伝承行事が行われるなど、各児童館・児童センターで工夫をこらした内容が展開され、放課後児童クラブの実施場所になっているところもあります。また、こどもたちだけでなく、子育て中のお父さんお母さんの交流の拠点にもなっています。

利用できる方

18歳未満の児童とその保護者など

窓口 各児童館・児童センター

利用方法

原則は自由利用ですが、事前に各児童館、児童センター（またはお住いの市町村）にお問い合わせください。

費用

原則は無料ですが、行事などによっては実費が必要なときもあります。

ファミリー・サポート・センター

こどもの預かりや保育所への送迎など「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（提供会員）」による相互援助活動組織です。

援助の申込みを受け、協力してくれる提供会員を依頼会員に連絡します。

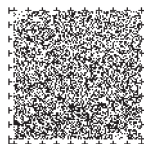
利用方法

会員登録が必要です。援助を依頼したい会員は、ファミリー・サポート・センターへ連絡してください。設置していない市町村がありますので、事前にお住まいの市町村にお問い合わせください。

費用

利用料金は各センターで異なります。

窓口 市町村



一時的に育児や身の回りの支援をします。

《日常生活支援》

ひとり親家庭又は寡婦の方が就職活動や技能習得のための通学、疾病等のために、一時的に生活援助や保育などのサービスが必要な場合などに、家庭生活支援員を派遣し、育児や身の回りのお世話をします。

実施していない市町村もありますので、事前にお問い合わせください。

《子育て世帯訪問支援》

家事・育児等に対して不安・負担を抱える子育て世帯や妊産婦、ヤングケアラー等がいるご家庭のために、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行います。実施していない市町村もありますので、事前にお問い合わせください。

窓口 市町村

ひとり親家庭の児童を対象に、学習の支援や相談に応じます。

《学習支援ボランティア》

ひとり親家庭の児童を対象に、大学生等のボランティアを派遣し、学習を支援するとともに、こどものよき理解者として相談等に応じます。

学習支援

学校授業の補習など

対象児童

主に小学生～中学生

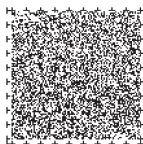
場所など

○地域の施設又は希望する家庭の自宅

○週1回、2時間程度

その他

希望する家庭とボランティアの調整を行う必要があるため、希望に添えない場合があります。



窓口 福岡県母子寡婦福祉連合会
春日市原町3-1-7(クローバープラザ6階)
TEL 092-584-3922

～就学援助～

高校の授業料への支援金を給付します。

《高等学校等就学支援金制度》

高等学校等に入学された方は、高等学校等就学支援金制度が適用され、国公立を問わず、高等学校等の授業料の支援として、一定の収入額未満の世帯（年収目安約910万円未満の世帯）に就学支援金が支給されます（私立高校等の世帯には、収入に応じて加算されます）。

窓口 在学校

《高校生等臨時支援金制度（令和7年度限定）》

就学支援金の所得制限（年収目安約910万円以上）により支給対象外となった世帯を対象に授業料相当（私立については一部）の教育費を支給します。

《学校納付金軽減補助金制度（私立高校等に限る）》

上記に加え、一定の要件を満たす世帯に、就学支援金を除いた授業料等に対して学校納付金軽減補助金が支給される場合があります。

これらを受けるためには、それぞれに申請が必要です。

高校の授業料以外の教育費を負担軽減します。

《高校生等奨学給付金制度》

国公立立高等学校等に入学した高校生等がいる、福岡県在住の（1）生活保護（生業扶助）受給世帯、（2）住民税所得割非課税世帯又は（3）家計が急変し住民税所得割非課税相当となった世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還不要の奨学給付金を支給します。

加えて、高等学校等の専攻科に通う生徒がいる世帯は、上記（1）～（3）に限らず、一定の要件を満たすと奨学給付金が支給される場合があります。奨学給付金を受けるためには、申請が必要です。

窓口 在学校

大学等の授業料や生活費を支援します。

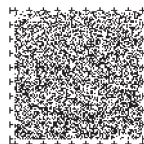
《高等教育の修学支援新制度》

一定の要件を満たした大学・短期大学・高等専門学校（4年・5年）・専修学校（専門課程）の在学生のうち、多子世帯、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等は、下記の支援を受けることができます。

【授業料等減免】各大学等が、一定の上限額まで授業料等を減免します。

【給付型奨学金】学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な生活費を日本学生支援機構から各学生等に支給します。

窓口 【授業料等減免】在学校
【給付型奨学金】在学校



学用品費等・医療費・学校給食費を補助します。

《就学援助等》

経済的理由で就学が困難な児童及び生徒の保護者は、学用品費等、医療費（学校保健安全法に定める疾患に限る）、学校給食費の補助と独立行政法人日本スポーツ振興センター掛金の免除を受けることができます。

窓口 市町村教育委員会
在学校

大学等へ修学が困難な方へ奨学金を給付・貸与します。

《独立行政法人日本学生支援機構》

優れた学生・生徒で、経済的理由によって高等専門学校、大学院、大学、短期大学、専修学校（専門課程）での修学が困難な方に対して資金を給付、又は貸与します。（高等専門学校（1～3年生）と大学院は貸与のみ）。詳細はホームページをご確認ください。

窓口 <奨学金の申込みについて> 在学校
<給付・貸与・返還の問い合わせについて> 奨学金相談センター
TEL:0570-666-301 9:00～20:00（土日祝日、年末年始除く）
ホームページ <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>

高校生等に奨学金を貸与します。

《（公財）福岡県教育文化奨学財団》

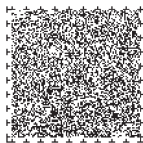
保護者が福岡県内に生活の本拠を有する方のうち、勉学意欲がありながら、経済的理由によって高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（専攻科を含む）、高等専門学校、専修学校（高等課程）等での修学が困難な方に対して資金を貸し付けます。

窓口 在学校

県内町村の中高生に学習支援を行います。

《進学支援事業》

町村にお住まいの中学2年生から高校3年生までの子どもや保護者に対して、高校や大学等への進学に向けた学習プランを作成し、成績アップのためのアドバイス・学習支援を行います。（市にお住まいの方は対象外です。）また、保護者には、子どもが今後大学等に進学するまでに必要な費用や奨学金等の情報を提供します。



窓口 株式会社トライグループ天神校 TEL:092-751-9711
ホームページ
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/university-assist.html>

母子家庭のこどもへ奨学金を支給します。

《(公財)ニビキ育英会》

母子家庭のこどもに対し、奨学金(返済不要)の支給を行っています。

窓口 (公財)ニビキ育英会
TEL093-661-3790

○給付対象者

福岡県に生活の本拠を有する母子家庭の子

(高校生等) 福岡県内の高校、高等専門学校1年生

(大学生) 当該年度の3月に福岡県内の高校、高等専門学校を卒業、4月に大学進学予定の方

○奨学金の額

(高校生等) 月額30,000円(高等専門学校生は、4年進級時から月額40,000円)

(大学生) 月額40,000円

○申請資格

(高校生等) 中学校最終学年の成績が5段階評価で平均3.0以上

(大学生) 高校または高等専門学校の最終学年の成績が5段階評価で平均3.0以上

(共通) 母親の収入(所得控除前)が概ね500万円未満

○募集時期

(高校生等) 毎年4～6月 (大学生) 毎年11月～翌年1月

ひとり親家庭等の大学生へ奨学金を支給します。

《(公財)余慶会》

ひとり親家庭、里親家庭、児童養護施設等で暮らす高校生に対し、大学等への進学後に奨学金(返済不要)の支給を行っています。

○給付対象者

福岡県内の高校に在籍し、当該年度の3月に卒業、4月に大学等へ進学予定の生徒であって、ひとり親家庭、里親家庭、児童養護施設等で暮らしている生徒(ひとり親家庭は、児童扶養手当、遺族年金または障害年金を受給していること)給付は大学等への進学後に開始されます。

○奨学金の額

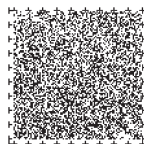
年間90万円(年2回、45万円ずつ給付)

(進学先が通信教育課程の場合、年間70万円の給付)

○募集時期

毎年9～12月

窓口 (公財)余慶会
TEL092-517-5668





6 養育費・面会交流のこと

養育費とは、こどもが経済的、社会的に自立するまでにかかる衣食住や教育、医療費等に要するお金をいい、こどもの健やかな成長にとって、極めて重要なものです。その支払いは、親として子に対する最低限の義務であり、離れて暮らす親と子を結ぶ絆、親子の証となるものです。

面会交流とは、こどもと離れて暮らす親が、こどもに定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流することで、こどもはどちらの親からも愛され、大切にされていることを実感し、安心感や自信を得ることができます。

民法では、協議離婚の際に、「面会交流」と「養育費の分担」について、父母がきちんと話し合って決めておくべきであること、これらの取決めをするときは子の利益をもっとも優先して考えなければならないことが明記されています。

また、父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所の調停を利用できます。

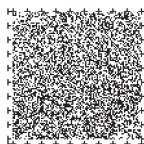
相談については、ひとり親サポートセンターや市町村等で実施されている無料法律相談などをご利用ください。

窓 □ 公正証書：公証役場 調停・審判：家庭裁判所
相談窓 □ 家庭裁判所家事相談
ひとり親サポートセンター（11ページ）
保健福祉（環境）事務所、市町村

○弁護士による法律相談（12ページ）

○養育費・ひとり親110番（弁護士による集中電話相談）
（12ページ）

○公正証書等作成費用や保証契約締結費用への補助
（26ページ）



養育費の公正証書の作成費を補助します。

《養育費に関する公正証書等作成支援事業》

ひとり親が養育費に関する公正証書等(強制執行認諾約款付公正証書、調停調書、審判書、判決書、和解調書など、債務名義としての効力を有するもの)を作成するため支出した費用に対して、補助金を交付します。

○対象者

県内の町村にお住まいのひとり親家庭の母又は父

○対象となる公正証書等

令和4年4月1日以降に作成した公正証書等

○対象経費

公証人手数料、収入印紙代、戸籍謄本など添付書類の取得費用、郵便切手代

○補助額

対象経費の全額(上限3万円) ※1人1回限り

養育費保証契約の費用を補助します。

《養育費保証契約締結支援事業》

ひとり親が養育費保証契約(養育費の未払いが発生した場合に、保証会社が立替、督促することを内容とする契約)を保証会社と締結するため支出した費用に対して、補助金を交付します。

○対象者

県内の町村にお住まいのひとり親家庭の母又は父(児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあることが必要です。)

○対象となる養育費保証契約

令和4年4月1日以降に締結した養育費保証契約

○対象経費

保証料としてひとり親本人が負担する費用

○補助額

上記保証料と5万円を比較して少ない方の額 ※1人1回限り

窓口 (このページの事業共通)

福岡県ひとり親サポートセンター

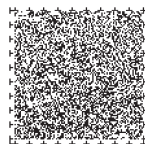
TEL092-584-3931

福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚ランチ

TEL0948-21-0390

福岡県福祉労働部こども未来課

TEL092-643-3257





7 住まい・暮らしのこと

母子生活支援施設

母子家庭等のお母さんが、生活上のいろいろな問題のため、こどもの養育が十分できない場合、こどもと一緒に入所できる施設です。

支援員が生活、教育、就職等について援助します。

所得によって負担金が生じることがあります。

窓口 町村：保健福祉（環境）事務所（37ページ）
市：市福祉事務所（38ページ）

母子生活支援施設の一定期間の利用

母子家庭のお母さんの家計、育児、ご自身の健康面、住まい、就業の不安など生活上のお悩みについて、最大3か月、母子生活支援施設を利用し、相談支援を受けることができます。

本人の負担はありません。

窓口 福岡県ひとり親サポートセンター
TEL 092-584-3931

県営住宅の優遇措置

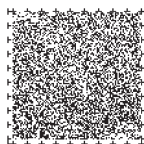
住居にお困りのひとり親家庭を対象とした県営住宅の優遇制度があります。抽選方式においては倍率の優遇措置を行っています。そのほか、中学生以下のこどもを扶養する子育て世帯を対象として優先入居枠を設定しています。

また、収入が低く家賃の支払いが困難と認められる場合は家賃の減額ができます。

窓口 県住宅供給公社（44ページ）
各管理事務所（44ページ）

生活保護

生活保護は、自分の収入だけでは最低生活を営むことができない方の生活を保障するものです。世帯の収入が国の定めた基準額以下の場合に、不足額が支給されます。



窓口 町村：保健福祉（環境）事務所（37ページ）
市：市福祉事務所（38ページ）



8 医療のこと

こどもの医療費の自己負担を軽減します。

《子ども医療費支給制度》

県は、子育て世帯の経済的負担の軽減と、こどもの健康の保持のため、市町村が行う子ども医療費支給事業に助成を行っています。

対象者及び自己負担額は市町村により異なりますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

対象者

窓口 市区町村

中学3年生までの子

自己負担額

①3歳未満

入 院:無料

入院以外:無料

②3歳以上～就学前

入 院:500円/日(月7日上限)

入院以外:800円/月(限度)

③小学生

入 院:500円/日(月7日上限)

入院以外:1,200円/月(限度)

④中学生

入 院:500円/日(月7日上限)

入院以外:1,600円/月(限度)

※自己負担額は一医療機関ごとに必要です。

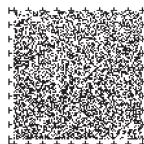
※医療保険に加入している必要があります。

※保険の対象とならない医療費及び入院時食事療養標準負担額は、対象となりません。

※薬局での自己負担はありません。

※3歳以上については、所得制限があります。(旧児童手当
法施行令に準拠)

※市町村により取扱いが異なる場合があります。



ひとり親家庭の母及び父の医療費の自己負担を軽減します。

《ひとり親家庭等医療費支給制度》

県は、子育て世帯の経済的負担の軽減と、こどもの健康の保持のため、市町村が行うひとり親家庭等医療費支給事業に助成を行っています。

対象者及び自己負担額は市町村により異なりますので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

窓口 市区町村

対象者

次のいずれかに該当する方です。

- ①18歳に達する日以後の年度末までの間にあるこどもを現に扶養しているひとり親家庭の母及び父
- ②小学校就学後～18歳に達する日以後の年度末までの間にあるひとり親家庭の子
- ③小学校就学後～18歳に達する日以後の年度末までの間にある父母のいない子
- ④父母のいない児童を養育している、現に配偶者のない扶養義務者

自己負担額

入院:500円/日(月7日上限)

入院以外:800円/月(限度)

※自己負担額は一医療機関ごとに必要です。

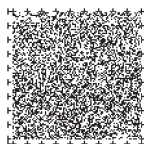
※医療保険に加入している必要があります。

※保険の対象とならない医療費及び入院時食事療養標準負担額、生活療養標準負担額は対象となりません。

※薬局での自己負担はありません。

※所得制限があります。(児童扶養手当に準拠)

※市町村により取扱いが異なる場合があります。





9 優遇制度

たばこの小売販売業の許可

母子家庭の母又は寡婦が日本たばこ産業にたばこ小売人の許可を申請した場合、有利な条件で許可されます。

窓口 日本たばこ産業(株)福岡支社
TEL 092-303-0243

JR 通勤定期の割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JRの列車の通勤定期を購入する場合、定期券が割引(3割)されます。

窓口 市区町村

税法上の控除

夫(妻)との死別又は離婚した後、婚姻をしていない方又は夫(妻)の生死が明らかでない方に対して控除があります。

(未婚のひとり親にも適用されます。)

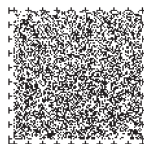
※扶養親族の有無や所得によって制限があります。

窓口 市区町村又は勤め先

少額貯蓄非課税制度

児童扶養手当、遺族基礎年金の受給者は、少額貯蓄非課税の適用が受けられます。

窓口 各金融機関



10 福岡県男女共同参画センター

福岡県に住むすべての人々が、性別にとらわれずのびのびと個性と能力を発揮し、かつ男女が共に責任を担う男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する調査研究、情報収集とその提供、各種研修やセミナーを通じた人材育成や交流、すべての方を対象とした幅広い相談支援など様々な事業を展開しています。

窓口 福岡県男女共同参画センター「あすばる」
春日市原町3-1-7(クローバープラザ内)

あすばる相談室

《総合相談》

- 相談ホットライン<電話・面接>※性別不問
9:00~17:00(8/13~8/15及び年末年始を除く)
※金曜日(休日を除く)は夜間(18:00~20:30)も相談できます。
※面接相談(女性のみ)は要予約
- メール相談
あすばるホームページからご利用ください。

相談受付専用電話
相談ホットライン
TEL092-584-1266

《専門相談》

<電話>

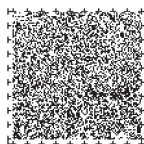
- 男性のための電話相談(男性臨床心理士が対応します)
第1・3土曜日14:00~16:00
第2・4金曜日18:00~20:30(祝日除く)
(8/13~8/15及び年末年始を除く)

<面接>要予約

- 女性のための法律相談(女性弁護士が対応します)
第1・3水曜日13:00~16:00
- 女性のためのこころと生き方相談(女性臨床心理士等が対応します)
第1・2・3木曜日13:00~16:00

相談受付専用電話 TEL092-584-4977

予約窓口 TEL092-584-4980



11 母子会(母子寡婦福祉連合会)

ひとり親家庭及び寡婦の方々が手を握り、お互いに助け合い、親睦と生活の向上を図るためにつくられた団体です。各市郡ごとに組織されています。

ひとり親家庭に関する情報や親と子のつどい、レクリエーションなど楽しい行事や研修なども行っています。

市郡の母子会があつまって県の連合会(福岡県母子寡婦福祉連合会)が組織されています。連合会は母子・父子福祉センターの運営や県から委託された事業などを行っています。

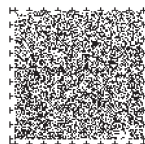
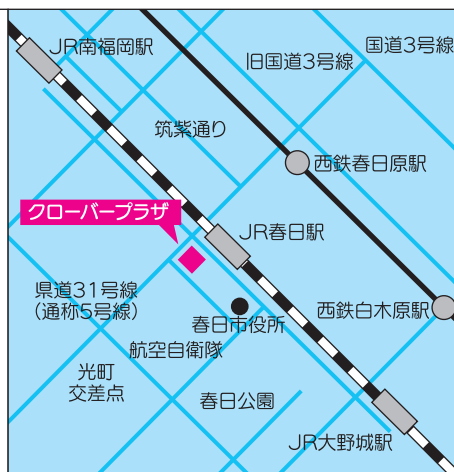
母子会にはいつでも入会できます。詳しくは各市郡の母子会へお問い合わせください。

窓口 福岡県母子寡婦福祉連合会
春日市原町3-1-7(クローバープラザ6階)
TEL092-584-3922

交通案内

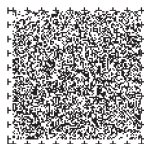
- JR鹿児島本線
春日駅から徒歩約1分
- 西鉄大牟田線
春日原駅から徒歩約9分
- 西鉄バス
千歳町2丁目または
JR春日駅バス停から
徒歩約1分

※公共交通機関を
ご利用ください



母子父子寡婦福祉資金貸付の概要

No.	資金の種類	貸付対象	貸付金額	貸付期間	
1	事業開始	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	358万円以内 団体537万円以内		
2	事業継続	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	179万円以内 団体179万円以内		
3	住 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	150万円以内 (特別200万円以内)		
4	就職支援	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童及び寡婦	110,000円以内 (自動車購入は34万円以内)		
5	技能習得	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	月76,000円以内 (自動車運転免許は1回46万円以内)	技能習得期間中 5年以内	
6	生 活	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦 〔生活安定貸付は 母子家庭の母 又は父子家庭の父 になって7年未満 の者のみ〕	月141,000円以内 (生計中心でない者76,000円以内)	技能習得 期 間 中	習得期間中5年 以内
			月114,000円以内 〔生計中心でない者 76,000円以内〕	医療介護を 受ける期間	医療又は介護を受ける 期間中1年以内
				失 業 付 貸 付	離職の翌日から 1年以内
				生 活 安 定 貸 付	原則3ヶ月以内 【養育費貸付】 生活安定貸付の 一括貸付
7	転 宅	母子家庭の母 父子家庭の父 及び寡婦	260,000円以内		
8	修 学	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	35ページ参照	修 学 期 間 中	
9	修 業	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	月68,000円以内 自動車運転免許は1回46万円以内、 〔ただし、児童が高校3年時で就職希望の場合のみ〕	修 業 期 間 中 5年以内	
10	就学支援	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦が扶養している子	36ページ参照		
11	医療介護	母子家庭の母 父子家庭の父 又は児童及び寡婦	340,000円以内 (特に経済的困難な事情にある者48万円以内) (介護に係る貸付は50万円以内)		
12	結 婚	母子家庭の母 父子家庭の父 又は寡婦	330,000円以内		



※申請者(借受人)の償還の意思や償還能力を確認したうえで、貸付が可能かどうか決定します。また、連帯保証人が必要となる場合があります。(連帯保証人をたてない場合、上表括弧内の利子が課されます。)

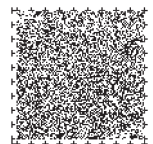
(令和7年4月1日現在)

据置期間	償還期限	利子	資金の使途
貸付の日から 1 年 間	7 年 以 内	無 利 子 (年 1.0 %)	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金
貸付の日から 6 ヶ 月 間	7 年 以 内		現在営んでいる事業を継続するのに必要な資金
貸付の日から 6 ヶ 月 間	6 年 以 内 (特別 7 年以内)		住宅の新築、購入、増改築又は補修するのに必要な資金
貸付の日から 1 年 間	6 年 以 内	無 利 子 (子以外が借受人になる場合で連帯保証人なしは年1.0%)	就職する際に直接必要な被服、履物等を購入する資金
技能習得後 1 年 間	20 年 以 内	無 利 子 (年 1.0 %)	事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金 高等学校に修学する場合、その修学及び入学に必要な資金
技能習得後 6 ヶ 月 間	20 年 以 内	無 利 子 (年 1.0 %)	技能、資格習得に専念している期間の生活を維持するために必要な資金
医療又は介護を受ける 期間満了後 6 ヶ 月 間	5 年 以 内		医療・介護を受けることに専念している期間の生活を維持するために必要な資金
貸付期間満了後 6 ヶ 月 間	5 年 以 内		離職し、就労意思及び能力を有するにも関わらず職業に就くことができない状況にある場合の職業に就くまでの期間の生活を維持するために必要な資金
貸付期間満了後 6 ヶ 月 間	8 年 以 内		母子家庭の母又は、父子家庭の父になって7年未満の者の生活安定のために必要な資金 【一括貸付】養育費の取得に関わる裁判等をするのに際し必要な資金
貸付の日から 6 ヶ 月 間	3 年 以 内	無 利 子 (年 1.0 %)	住居を移転するのに際し必要な資金
当該学校卒業後 6 ヶ 月 間	20 年 以 内 専修学校 (一般課程) 5 年 以 内	無 利 子	高校、高等専門学校、短大、大学、大学院又は専修学校に修学させるために必要な資金
技能習得後 1 年 間	20 年 以 内		事業を開始又は就職するために必要な知識・技能を習得するのに必要な資金
当該学校卒業後 6 ヶ 月 間	20 年 以 内 (修業5年以内)		小学、中学、高校、高専、短大、大学、大学院、専修学校又は、修業施設へ入学、入所させるのに際して必要な資金
医療 (介護) を 受ける期間終了後 6 ヶ 月 間	5 年 以 内	無 利 子 (年 1.0 %)	医療を受けるのに必要な資金 介護保険法に規定する保険給付に係るサービスを受けるのに必要な資金 (医療、介護を受ける期間が概ね 1 年以内の場合に限る)
貸付の日から 6 ヶ 月 間	5 年 以 内		子の結婚に際し必要な資金

※貸付額によっては連帯保証人が複数必要な場合があります。

※修学資金、就学支度資金、就職支度資金 (配偶者のない者が扶養している子に係るもの)、修業資金については児童が借受人となって貸付を受けることができます。その場合は連帯保証人が必要となります。

※令和2年4月以降、高等教育の就学支援新制度の対象者に就学支度資金及び修学資金を貸し付ける場合、支援の内容が重複するため、貸付額の減額等を行う場合があります。

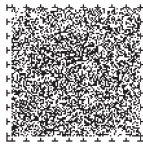


令和 7 年度 修学資金貸付限度額（月額）一覧表

令和7年4月1日(単位:円)

学校等種別		自宅通学	自宅外通学
高等学 校	国 公 立	27,000	34,500
	私 立	45,000	52,500
高等専門学 校	国公立1～3年生	31,500	33,750
	4、5 年 生	67,500	76,500
	私立1～3年生	48,000	52,500
	4、5 年 生	98,500	115,000
短期大 学	国 公 立	67,500	96,500
	私 立	93,500	131,000
大 学	国 公 立	71,000	108,500
	私 立	108,500	146,000
大 学 院	修 士 課 程	132,000	132,000
	博 士 課 程	183,000	183,000
専修学 校	高等課程	国 公 立	27,000
		私 立	45,000
	専門課程	国 公 立	67,500
		私 立	89,000
	一般課程	54,000	

※令和 7 年 4 月 1 日時点での学年によって限度額が異なります。

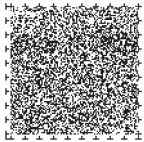


令和 7 年度 就学支度資金限度額一覧表

令和7年4月1日(単位:円)

学校等種別			自宅通学	自宅外通学
小 学 校			64,300	
中 学 校			81,000	
高 等 学 校		国 公 立	150,000	160,000
		私 立	410,000	420,000
高等専門学校		国 公 立	420,000	430,000
		私 立	580,000	590,000
短 期 大 学		国 公 立	420,000	430,000
		私 立	580,000	590,000
大 学		国 公 立	420,000	430,000
		私 立	580,000	590,000
大 学 院		国 公 立	420,000	430,000
		私 立	580,000	590,000
専修学校	高等課程	国 公 立	150,000	160,000
		私 立	410,000	420,000
	専門課程	国 公 立	420,000	430,000
		私 立	580,000	590,000
	一般課程		150,000	160,000
修 業 施 設 〔ただし、各種学校又は法令の規定に基づき 教育を行うものに限る〕			272,000	282,000

※令和 7 年 4 月 1 日時点での学年によって限度額が異なります。

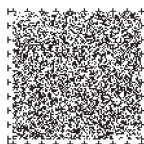


県保健福祉(環境)事務所

事務所名	電話番号	〒	所在地	管轄区域
筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5626	816-0943	大野城市白木原3-5-25 (筑紫総合庁舎)	筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、 那珂川市
粕屋保健福祉事務所	092-939-1592	811-2318	糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26	古賀市、糟屋郡
糸島保健福祉事務所	092-322-1449	819-1112	糸島市浦志2-3-1 (糸島総合庁舎)	糸島市
宗像・遠賀保健福祉環境事務所(分庁舎)	093-201-4162	807-0046	遠賀郡水巻町吉田西 2-17-7	中間市、宗像市、 福津市、遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(分庁舎)	0949-22-5692	822-0025	直方市日吉町9-10 (直方総合庁舎)	直方市、飯塚市、 宮若市、嘉麻市、 鞍手郡、嘉穂郡
田川保健福祉事務所	0947-42-9315	825-8577	田川市伊田3292-2 (田川総合庁舎)	田川市、田川郡
北筑後保健福祉環境事務所(分庁舎)	0942-30-1072	839-0861	久留米市川町1642-1 (久留米総合庁舎)	小郡市、うきは市、 朝倉市、朝倉郡、 三井郡
南筑後保健福祉環境事務所(分庁舎)	0943-22-6965	834-0063	八女市本村25 (八女総合庁舎)	大牟田市、柳川市、 八女市、筑後市、 太川市、みやま市、 三潴郡、八女郡
京築保健福祉環境事務所	0930-23-2970	824-0005	行橋市中央1-2-1 (行橋総合庁舎)	行橋市、豊前市、 京都郡、築上郡

児童相談所

児童相談所名	電話番号	〒	所在地	管轄区域
福岡児童相談所	092-586-0023	816-0804	春日市原町3-1-7	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、 糸島市、那珂川市、糟屋郡(新宮町を除く)
久留米児童相談所	0942-32-4458	830-0047	久留米市津福本町 281	久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、 うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潴郡、八女郡
田川児童相談所	0947-42-0499	826-0041	田川市弓削田188	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、 鞍手郡小竹町、嘉穂郡、田川郡
大牟田児童相談所	0944-54-2344	836-0027	大牟田市西浜田町4-1	大牟田市、柳川市、みやま市
宗像児童相談所	0940-37-3255	811-3436	宗像市東郷1-2-3	中間市、宗像市、福津市、遠賀郡、古賀市、 宮若市、糟屋郡新宮町、鞍手郡鞍手町
京築児童相談所	0979-84-0407	828-0021	豊前市八屋2007-1 (豊前総合庁舎3階)	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡



児童相談所虐待 対応ダイヤル	189 (いち・はや・く) ※通話料無料	虐待の通告・相談を受け付けています。
児童相談所相談 専用ダイヤル	0120-189-783 ※通話料無料	虐待以外のこどもの福祉に関する様々な相談も受け付けています。

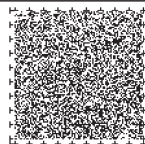
※お近くの児童相談所につながります。

政令市

児童相談所所名	電話番号	〒	所在地	管轄区域
北九州市子ども総合センター	093-881-4556	804-0067	北九州市戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた5階)	北九州市全域
福岡市子ども総合相談センター	092-833-3000	810-0065	福岡市中央区地行浜 2-1-28	福岡市全域

市福祉事務所

市名	課・係名	電話番号	〒	所在地
大牟田市	子ども家庭課	0944-41-2661	836-8666	大牟田市有明町2-3 (保健センター1階)
久留米市	家庭子ども相談課	0942-30-9063	830-8520	久留米市城南町15-3
直方市	子育て・障がい支援課(手当)	0949-25-2133	822-8501	直方市殿町7-1
	保護・援護課(貸付・仕事)	0949-25-2134		
飯塚市	こども家庭課	0948-22-5500(内線1126~1129)	820-8501	飯塚市新立岩5-5
田川市	子育て支援課こども家庭センター	0947-85-7179	825-8501	田川市中央町1-1
柳川市	子育て支援課児童家庭係	0944-77-8522	832-8601	柳川市本町87-1
八女市	子育て支援課こども支援係	0943-24-9342	834-8585	八女市本町647
筑後市	こども家庭サポートセンター	0942-65-7018	833-8601	筑後市大字山ノ井898
大川市	福祉事務所児童保育係	0944-85-5535	831-8601	大川市大字酒見256-1
行橋市	子ども支援課児童家庭係	0930-25-1111(内線1181・1182)	824-8601	行橋市中央1-1-1
豊前市	福祉課子育て支援係	0979-82-8193	828-8501	豊前市大字吉木955
中間市	こども未来課子育て係	093-246-6248	809-8501	中間市中間1-1-1
小郡市	こども家庭支援課	0942-72-7480	838-0126	小郡市二森1167-1
筑紫野市	こども政策課給付・支援担当	092-923-1111(内線412・413)	818-8686	筑紫野市石崎1-1-1
春日市	こども未来課こども政策・給付担当	092-584-1126	816-8501	春日市原町3-1-5
大野城市	子育て支援課	092-580-1862	816-8510	大野城市曙町2-2-1
宗像市	子ども家庭センター子ども家庭係	0940-36-1151	811-3492	宗像市東郷1-1-1
太宰府市	保育児童課	092-921-2121	818-0198	太宰府市観世音寺1-1-1
古賀市	子ども家庭センター子ども家庭係	092-942-1159	811-3116	古賀市庄205
福津市	こども課家庭児童相談係	0940-39-3148	811-3293	福津市中央1-1-1
うきは市	福祉事務所こども支援係	0943-75-4961	839-1393	うきは市吉井町新治316
宮若市	こども家庭課子育て支援係	0949-32-0517	823-0011	宮若市宮田29-1
嘉麻市	こども育成課児童係(手当・給付金)	0948-42-7459	820-0292	嘉麻市岩崎1180-1
	子育て支援課家庭・教育相談支援係(貸付・相談)	0948-62-5717	820-0592	嘉麻市上臼井446-1
朝倉市	子ども未来課子育て支援係	0946-28-7568	838-8601	朝倉市菩提寺412-2
みやま市	子ども子育て課	0944-64-1535	835-8601	みやま市瀬高町小川15
糸島市	子ども課(手当)	092-332-2074	819-1192	糸島市前原西1-1-1
	子育て支援課(貸付・相談)	092-332-2095		
那珂川市	こども応援課	092-408-1037	811-1292	那珂川市西隈1-1-1

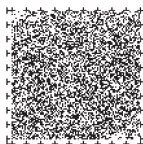


北九州市の福祉事務所

福祉事務所名	電話番号	〒	所 在 地
門司区役所保健福祉課	093-331-1881	801-8510	門司区清滝1-1-1
小倉北区役所保健福祉課	093-582-3311	803-8510	小倉北区大手町1-1
小倉南区役所保健福祉課	093-951-4111	802-8510	小倉南区若園5-1-2
若松区役所保健福祉課	093-761-5321	808-8510	若松区浜町1-1-1
八幡東区役所保健福祉課	093-671-0801	805-8510	八幡東区中央1-1-1
八幡西区役所保健福祉課	093-642-1441	806-8510	八幡西区黒崎3-15-3
戸畑区役所保健福祉課	093-871-1501	804-8510	戸畑区千防1-1-1

福岡市の保健福祉センター

福祉事務所名	電話番号	〒	所 在 地
東区保健福祉センター 子 育 て 支 援 課	092-645-1068	812-8653	福岡市東区箱崎2-54-1
博多区保健福祉センター 子 育 て 支 援 課	092-419-1080	812-8512	福岡市博多区博多駅前2-8-1
中央区保健福祉センター 子 育 て 支 援 課	092-718-1101	810-8622	福岡市中央区大名2-5-31
南区保健福祉センター 子 育 て 支 援 課	092-559-5123	815-8501	福岡市南区塩原3-25-1
城南区保健福祉センター 子 育 て 支 援 課	092-833-4103	814-0192	福岡市城南区鳥飼6-1-1
早良区保健福祉センター 子 育 て 支 援 課	092-833-4354	814-8501	福岡市早良区百道2-1-1
西区保健福祉センター 子 育 て 支 援 課	092-895-7065	819-8501	福岡市西区内浜1-4-1



配偶者暴力相談支援センター

地区	電話番号
筑 紫	092-584-0052
粕 屋	092-939-0511
糸 島	092-323-0061
宗 像 ・ 遠 賀	0940-37-2880、093-201-2820
嘉 穂 ・ 鞍 手	0949-22-4070、0948-29-0071
田 川	0947-42-4850
北 筑 後	0942-34-8111、0946-24-5780
南 筑 後	0943-23-7520、0944-73-3200
京 築	0930-23-2460

月～金／8:30～17:15(祝日を除く)

北 九 州 市	093-591-1126
---------	--------------

火～金／9:30～20:00、土・日／9:30～17:00(祝日を除く)

福 岡 市	092-711-7030
-------	--------------

月・水・木・金／10:00～17:00、火／10:00～20:00(祝日を除く)

福岡県配偶者からの暴力相談電話 (夜間・休日)	092-663-8724
----------------------------	--------------

月～金／17:00～24:00、土・日・祝日／9:00～24:00

その他の窓口

※すべて年末年始を除く

名称	電話番号
福岡県あすばる相談ホットライン	092-584-1266

火～日・月(祝日のみ)9:00～17:00、金(祝日を除く)のみ18:00～20:30も可(8月13日～15日を除く)

男性DV被害者のための相談ホットライン	070-4410-8502
---------------------	---------------

火・木／18:00～21:00、土／10:00～13:00

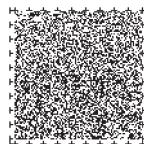
LGBTの方のDV被害者相談ホットライン	080-2701-5461
----------------------	---------------

第1日曜／14:00～17:00、第3水曜／18:00～21:00

DVをやめたい方の相談ホットライン	090-5303-9394
-------------------	---------------

日／10:00～13:00

※すべて年末年始を除く

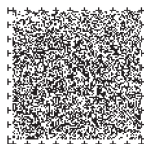


ハローワーク（公共職業安定所）

※ハローワークは公共職業安定所の愛称です。

	ハローワーク名	所在地	管轄区域	電話番号
福岡地域	福岡中央	〒810-8609 福岡市中央区赤坂1-6-19	福岡市中央区、博多区、城南区、早良区、南区（那の川1～2丁目）、糟屋郡（志免町、須恵町、宇美町）	092-712-8609
	福岡東	〒813-8609 福岡市東区千早6-1-1	福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡（篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町）	092-672-8609
	福岡南	〒816-8577 春日市春日公園3-2	福岡市南区（那の川1～2丁目を除く）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市	092-513-8609
	福岡西	〒819-8552 福岡市西区姪浜駅南3-8-10	福岡市西区、糸島市	092-881-8609
北九州地域	八幡（本所）	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10	北九州市八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡	093-622-5566
	八幡黒崎駅前庁舎（コムシティ庁舎）	〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6階		093-622-5566
	若松（出）	〒808-0034 北九州市若松区本町1-14-12	北九州市若松区	093-771-5055
	戸畑（分）	〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階	北九州市戸畑区	093-871-1331
	小倉	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町1-11	北九州市小倉北区、小倉南区	093-941-8609
	門司（出）	〒800-0004 北九州市門司区北川町1-18	北九州市門司区	093-381-8609
	行橋	〒824-0031 行橋市西宮市5-2-47	行橋市、京都郡、築上郡（築上町）	0930-25-8609
	豊前（出）	〒828-0021 豊前市大字八屋322-70	豊前市、築上郡（吉富町、上毛町）	0979-82-8609
筑後地域	大牟田	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	大牟田市、柳川市、みやま市	0944-53-1551
	久留米	〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	久留米市（城島町を除く）、	0942-35-8609
	大川（出）	〒831-0041 大川市大字小保614-6	大川市、久留米市（城島町）、	0944-86-8609
	八女	〒834-0023 八女市馬場514-3	八女市、筑後市、八女郡	0943-23-6188
	朝倉	〒838-0061 朝倉市菩提寺480-3	朝倉市、朝倉郡	0946-22-8609
筑豊地域	飯塚	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡	0948-24-8609
	直方	〒822-0002 直方市大字頓野3334-5	直方市、宮若市、鞍手郡	0949-22-8609
	田川	〒826-8609 田川市大字弓削田184-1	田川市、田川郡	0947-44-8609

（出）は出張所、（分）は分庁舎です。



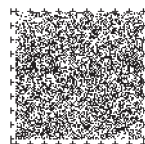
マザーズハローワーク（マザーズコーナー）

●子育て中の方などを対象に相談、紹介等の就職支援を行います。

	名 称	電話番号	〒	所 在 地
福岡地域	マザーズハローワーク 天神	092-725-8609	810-0001	福岡市中央区天神1-4-2 エルガーラ12階
	ハローワーク福岡東 マザーズコーナー	092-672-8609	813-8609	福岡市東区千早6-1-1
	ハローワーク福岡南 マザーズコーナー	092-513-8609	816-8577	春日市春日公園3-2
	ハローワーク福岡西 マザーズコーナー	092-881-8609	819-8552	福岡市西区姪浜駅南3-8-10
北九州地域	ハローワーク八幡 マザーズコーナー	093-622-5566	806-8509	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10
	マザーズハローワーク 北九州	093-522-8609	802-0001	北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2階
	ハローワーク行橋 マザーズコーナー	0930-25-8609	824-0031	行橋市西宮市5-2-47
筑後地域	ハローワーク大牟田 マザーズコーナー	0944-69-0013	836-0047	大牟田市大正町6-2-3
	ハローワーク久留米 マザーズコーナー	0942-31-9177	830-0033	久留米市天神町8 フラッグ久留米サウス5階
筑豊地域	ハローワーク飯塚 マザーズコーナー	0948-24-8620	820-8540	飯塚市芳雄町12-1
	ハローワーク直方 マザーズコーナー	0949-22-8609	822-0002	直方市大字頓野3334-5
	ハローワーク田川 マザーズコーナー	0947-44-8609	826-8609	田川市弓削田184-1

福祉・建設・運輸・警備の仕事へのマッチングを支援します。

名 称	電話番号	〒	所 在 地
ハローワーク福岡中央 就職支援サービスコーナー	092-687-4467	810-8609	福岡市中央区赤坂1-6-19 ハローワーク福岡中央(2階)
ハローワーク小倉 人材確保・就職支援コーナー	093-941-8692	802-8507	北九州市小倉北区萩崎町1-11 ハローワーク小倉(1階)
ハローワーク久留米 人材確保・就職支援コーナー	0942-35-8609	830-8505	久留米市諏訪野町2401 ハローワーク久留米(1階)
ハローワーク飯塚 人材確保・就職支援コーナー	0948-24-8642	820-8540	飯塚市芳雄町12-1 ハローワーク飯塚(1階)



福岡県ママと女性の就業支援センター

名称	電話番号	〒	所在地
福岡	092-725-4034	810-0042	福岡市中央区赤坂1-8-8 (福岡西総合庁舎5階 福岡労働者支援事務所内)
北九州	093-533-6637	802-0001	北九州市小倉北区浅野3-8-1 (AIMビル2階 ウーマンワークカフェ北九州内)
筑後	0942-38-7579	839-0861	久留米市合川町1642-1 (久留米総合庁舎1階 筑後労働者支援事務所内)
筑豊	0948-22-1681	820-0004	飯塚市新立岩8-1 (飯塚総合庁舎別館2階 筑豊労働者支援事務所内)

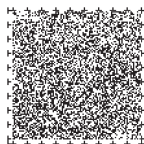
県内の年金事務所

年金事務所名	電話番号	〒	所在地	管轄区域
八幡年金事務所	093-631-7962	806-8555	北九州市八幡西区岸の浦1-5-5	若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡
南福岡年金事務所	092-552-6112	815-8558	福岡市南区塩原3-1-27	南区、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、朝倉市、朝倉郡
東福岡年金事務所	092-651-7967	812-8657	福岡市東区馬出3-12-32	東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡
博多年金事務所	092-474-0012	812-8540	福岡市博多区博多駅3-14-1 T-Building HAKATA EAST4・5階 (令和4年7月19日から)	博多区
直方年金事務所	0949-22-0891	822-8555	直方市知古1-8-1	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
西福岡年金事務所	092-883-9962	819-8502	福岡市西区内浜1-3-7	西区、城南区、早良区、糸島市
中福岡年金事務所	092-751-1232	810-8668	福岡市中央区大手門	中央区
小倉南年金事務所	093-471-8873	800-0294	北九州市小倉南区下曾根	小倉南区、行橋市、豊前市、京都市、築上郡
小倉北年金事務所	093-583-8340	803-8588	北九州市小倉北区大手町	門司区、小倉北区
久留米年金事務所	0942-33-6192	830-8501	久留米市諏訪野町2401	久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、三井郡、三潴郡、八女郡
大牟田年金事務所	0944-52-5294	836-8501	大牟田市大正町6-2-10	大牟田市、柳川市、みやま市

※お電話は、自動音声でご案内します。

一般的な年金相談に関するお問い合わせは「ねんきんダイヤル」0570-05-1165(ナビダイヤル)へ

街角の年金相談センター北九州	093-645-6200 「電話による年金相談は」 「行っておりません。」	806-0036	北九州市八幡西区西曲里町2-1	年金センターでは、対面による年金相談を行っています。
----------------	---	----------	-----------------	----------------------------



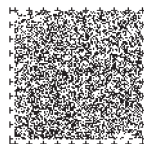
こども支援オフィス

●経済的に困りの子育て世帯の相談をワンストップでお受けします。

名 称	電話番号	〒	所 在 地
粕 屋 オ フ ィ ス	092-938-1205	811-2314	糟屋郡粕屋町若宮1丁目3番6号 安河内ビル1階
水 巻 オ フ ィ ス	093-203-1661	807-0022	遠賀郡水巻町頃末北1-12-12-1階
久 留 米 オ フ ィ ス	0942-38-0601	830-0035	久留米市東和町6-9 フジホーム久留米ビル501号
行 橋 オ フ ィ ス	0930-26-7710	824-0008	行橋市宮市町2-8 ヘブンリービル1階
田 川 オ フ ィ ス	0947-44-8612	825-0002	田川市大字伊田3294-13

福岡県住宅供給公社

名 称	電話番号	〒	所 在 地
本 社	092-781-8029	810-8538	福岡市中央区天神5-3-1 須崎ビル3階
福 岡 管 理 事 務 所	092-713-1683	810-8538	福岡市中央区天神5-3-1 須崎ビル3階
北九州管理事務所	093-621-3300	806-0036	北九州市八幡西区西曲里町2-1 (黒崎テクノプラザ5階)
行 橋 出 張 所	0930-23-2324	824-0005	行橋市中央1-2-1 (行橋総合庁舎4階)
筑 後 管 理 事 務 所	0942-30-2660	839-0864	久留米市百年公園1-1 久留米リサーチセンタービル4階
大 牟 田 出 張 所	0944-51-3500	836-0034	大牟田市小浜町24-1 (大牟田総合庁舎2階)
筑 豊 管 理 事 務 所	0948-21-3232	820-0040	飯塚市吉原町6-1 あいタウン3階
直 方 出 張 所	0949-24-4590	822-0025	直方市日吉町9-10 (直方総合庁舎1階)
田 川 出 張 所	0947-42-9400	825-0002	田川市大字伊田3292-2 (田川総合庁舎2階)



○発行日 令和 7 年 6 月
○発 行 福岡県福祉労働部こども未来課
○所在地 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7
○電 話 092-643-3257

